

# 用地調査等業務共通仕様書

## 目 次

### 第1章 総 則

第1条 趣旨等 .....	1-4-1
第2条 用語の定義 .....	1-4-1
第3条 基本的処理方針 .....	1-4-2
第4条 用地調査等の区分 .....	1-4-2
第5条 業務従事者 .....	1-4-5

### 第2章 用地調査等の基本的処理方法

#### 第1節 用地調査等の実施手続

第6条 施行上の義務及び心得 .....	1-4-5
第7条 現地踏査 .....	1-4-6
第8条 作業計画の策定 .....	1-4-6
第9条 監督職員の指示等 .....	1-4-6
第10条 支給材料等 .....	1-4-6
第11条 立入り及び立会い .....	1-4-6
第12条 障害物の伐除 .....	1-4-6
第13条 身分証明書の携帯 .....	1-4-7
第14条 算定資料 .....	1-4-7
第15条 監督職員への進捗状況の報告 .....	1-4-7
第16条 成果品の一部提出等 .....	1-4-7
第17条 成果品 .....	1-4-7
第18条 検査 .....	1-4-8
第19条 精度監理対象業務の対応 .....	1-4-8

#### 第2節 数量等の処理

第20条 建物等の計測 .....	1-4-8
第21条 図面等に表示する数値及び面積計算 .....	1-4-8
第22条 計算数値の取扱い .....	1-4-9
第23条 補償額算定調書に計上する数値 .....	1-4-9
第24条 補償額等の端数処理 .....	1-4-9

### 第3章 権利調査

#### 第1節 調 査

第25条 権利調査 .....	1-4-10
第26条 地図の転写 .....	1-4-10

第27条	土地登記簿の調査	1-4-10
第28条	建物登記簿の調査	1-4-11
第29条	権利者の確認調査	1-4-11
第30条	墓地管理者等の調査	1-4-11
第2節 調査書等の作成		
第31条	転写連続地図の作成	1-4-12
第32条	調査書の作成	1-4-13
第4章 用地測量		
第1節 境界確認		
第33条	公共用地境界の打合せ	1-4-13
第34条	資料の作成及び立会い	1-4-13
第35条	境界確定後の図面の作成	1-4-13
第36条	立会い準備	1-4-13
第37条	境界立会いの画地及び範囲	1-4-13
第38条	境界立会い	1-4-14
第2節 境界測量		
第39条	用地測量の基準点	1-4-14
第40条	境界測量	1-4-15
第41条	補助基準点の設置	1-4-16
第42条	用地境界仮杭の設置	1-4-16
第43条	境界点間測量	1-4-17
第3節 面積計算の範囲		
第44条	面積計算の範囲	1-4-17
第4節 用地実測図等の作成		
第45条	用地実測図等の作成	1-4-17
第5章 土地評価		
第46条	土地評価	1-4-18
第47条	土地評価の基準	1-4-18
第48条	現地踏査及び資料作成	1-4-18
第49条	標準地の選定及び標準地調査書の作成	1-4-19
第50条	標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成	1-4-20
第51条	残地等に関する損失の補償額の算定	1-4-20
第6章 建物等の調査		
第1節 調査		
第52条	建物等の調査	1-4-20

第53条	建物等の配置等	1-4-20
第54条	法令適合性の調査	1-4-20
第55条	木造建物	1-4-20
第56条	木造特殊建物	1-4-20
第57条	非木造建物	1-4-20
第58条	機械設備	1-4-20
第59条	生産設備	1-4-20
第60条	附帯工作物	1-4-20
第61条	庭園	1-4-21
第62条	墳墓	1-4-22
第63条	立竹木	1-4-22
第2節 調査書等の作成		
第64条	建物等の配置図の作成	1-4-23
第65条	法令に基づく施設改善	1-4-24
第66条	木造建物	1-4-24
第67条	木造特殊建物	1-4-25
第68条	非木造建物	1-4-25
第69条	機械設備	1-4-25
第70条	生産設備	1-4-25
第71条	附帯工作物	1-4-25
第72条	庭園	1-4-25
第73条	墳墓	1-4-25
第74条	立竹木	1-4-26
第3節 算定		
第75条	移転先の検討	1-4-26
第76条	法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定	1-4-26
第77条	木造建物	1-4-26
第78条	木造特殊建物	1-4-27
第79条	非木造建物	1-4-27
第80条	照応建物の詳細設計	1-4-27
第81条	機械設備	1-4-27
第82条	生産設備	1-4-27
第83条	附帯工作物	1-4-27
第84条	庭園	1-4-27
第85条	墳墓	1-4-27

第86条 立竹木 .....	1-4-28
第7章 営業その他の調査	
第1節 調査	
第87条 営業その他の調査 .....	1-4-28
第88条 営業に関する調査 .....	1-4-28
第89条 居住者等に関する調査 .....	1-4-29
第90条 動産に関する調査 .....	1-4-29
第2節 調査書の作成	
第91条 調査書の作成 .....	1-4-29
第3節 算定	
第92条 補償額の算定 .....	1-4-30
第8章 消費税等調査	
第93条 消費税に関する調査等 .....	1-4-30
第94条 調査 .....	1-4-30
第95条 補償の要否の判定等 .....	1-4-31
第9章 予備調査	
第1節 調査	
第96条 予備調査 .....	1-4-31
第97条 企業内容等の調査 .....	1-4-31
第98条 敷地使用実態の調査 .....	1-4-32
第99条 建物調査 .....	1-4-32
第100条 機械設備等調査 .....	1-4-32
第2節 調査書等の作成	
第101条 企業概要書 .....	1-4-32
第102条 配置図 .....	1-4-32
第103条 建物、機械設備等の図面作成 .....	1-4-33
第104条 移転計画案の作成 .....	1-4-33
第3節 算定	
第105条 補償概算額の算定 .....	1-4-33
第10章 移転工法案の検討	
第1節 調査	
第106条 移転工法案の検討 .....	1-4-34
第107条 企業内容等の調査 .....	1-4-34
第108条 敷地使用実態の調査 .....	1-4-34
第2節 調査書等の作成	
第109条 企業概要書 .....	1-4-35

第110条	移転工法案の作成	1-4-35
第111条	補償額の比較	1-4-35
第11章 再算定業務		
第112条	再算定業務	1-4-35
第113条	再算定の方法	1-4-36
第12章 補償説明		
第114条	補償説明	1-4-36
第115条	概況ヒアリング	1-4-36
第116条	現地踏査等	1-4-36
第117条	説明資料の作成	1-4-36
第118条	権利者に対する説明	1-4-36
第119条	記録簿の作成	1-4-37
第120条	説明後の措置	1-4-37
第13章 事業認定申請図書等の作成		
第121条	事業認定申請図書等の作成	1-4-37
第122条	事業認定申請図の作成	1-4-37
第123条	事業計画の説明	1-4-37
第124条	現地踏査	1-4-37
第125条	起業地の範囲の検討	1-4-37
第126条	事業認定申請図書の作成方法	1-4-38
第127条	事前相談用資料の作成方法	1-4-38
第128条	事前相談用資料の提出	1-4-38
第129条	本申請図書の作成	1-4-38
第130条	裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出	1-4-38
第131条	裁決申請図書の作成	1-4-38
第132条	現地踏査	1-4-38
第133条	裁決申請図書の作成方法	1-4-38
第134条	明渡申立図書の作成	1-4-38
第135条	現地踏査	1-4-38
第136条	明渡申立図書の作成方法	1-4-38
第14章 写真台帳の作成		
第137条	写真台帳の作成	1-4-39
第15章 土地調書及び物件調書の作成等		
第138条	土地調書等の作成	1-4-39
第16章 検 証		
第139条	検 証	1-4-39

## 第17章 その他

第140条 書類提出等	1-4-40
-------------	--------

## 第18章 農業農村整備

### 第1節 総則

第141条 趣旨等	1-4-41
第142条 用語の定義	1-4-41
第143条 基本的処理方針	1-4-41
第144条 用地調査等の区分	1-4-41
第145条 業務従事者	1-4-41

### 第2節 用地調査等の基本的処理方法

第146条 用地調査等の基本的処理方法	1-4-42
---------------------	--------

### 第3節 権利調査

#### 1. 調査

第147条 調査	1-4-42
----------	--------

#### 2. 調査書等の作成

第148条 調査書等の作成	1-4-42
---------------	--------

#### 3. 登記資料収集整理等

第149条 登記資料収集整理	1-4-42
第150条 地積測量図等の作成	1-4-42
第151条 協議	1-4-42
第152条 責務	1-4-42

### 第4節 用地測量

第153条 用地測量	1-4-42
------------	--------

### 第5節 土地評価

第154条 土地評価	1-4-42
------------	--------

### 第6節 建物等の調査

#### 1. 調査

第155条 建物等の調査	1-4-43
--------------	--------

#### 2. 調査書等の作成

第156条 調査書等の作成	1-4-43
---------------	--------

#### 3. 算定

第157条 算定	1-4-43
----------	--------

### 第7節 営業その他の調査

第158条 営業その他の調査	1-4-43
----------------	--------

### 第8節 消費税等調査

第159条 消費税等調査	1-4-43
--------------	--------

## 第9節 予備調査

### 1. 調査

第160条 調査 ..... 1-4-43

### 2. 調査書等の作成

第161条 調査書等の作成 ..... 1-4-43

### 3. 算定

第162条 補償概算額の算定 ..... 1-4-43

## 第10節 移転工法案の検討

### 1. 調査

第163条 調査 ..... 1-4-43

### 2. 調査書等の作成

第164条 調査書等の作成 ..... 1-4-44

## 第11節 再算定業務

第165条 再算定業務 ..... 1-4-44

## 第12節 補償説明

第166条 補償説明 ..... 1-4-44

## 第13節 事業認定申請図面等の作成

第167条 事業認定申請図書等の作成 ..... 1-4-44

## 第14節 環境調査

第168条 環境調査 ..... 1-4-44

第169条 調査の方法 ..... 1-4-44

## 第15節 保安林解除等申請図書の作成

第170条 保安林解除等申請図書の作成 ..... 1-4-44

第171条 事業計画の説明 ..... 1-4-45

第172条 現地踏査 ..... 1-4-45

第173条 保安林解除等申請図書の作成方法 ..... 1-4-45

## 第16節 写真台帳の作成

第174条 写真台帳の作成 ..... 1-4-45

## 第17節 土地調書及び物件調書の作成等

第175条 土地調書等の作成 ..... 1-4-45

## 第18節 検 証

第176条 検 証 ..... 1-4-45

## 第19節 その他

第177条 書類提出等 ..... 1-4-45

(1-4-46～1-4-48欠番)

1. 様式	1-4-49
2. 別記1 木造建物〔I〕調査積算要領	1-4-109
3. 別記2 非木造建物〔I〕調査積算要領	1-4-147
4. 別記3 提出書類一覧表	1-4-221
5. 別記4 成果品一覧表	1-4-223
6. 別記5 登記嘱託に必要な図面の作成上の注意事項	1-4-233
7. 別記6 事業認定申請図書等作成業務実施要領	1-4-265
8. 別記7 環境調査要領	1-4-273
9. 別記8 保安林解除申請図書等作成要領	1-4-277
10. 地積測量図作成業務特記仕様書	1-4-293
11. 調査測量に関する立会謝金等支給特記仕様書	1-4-295
12. 用地調査等業務特記仕様書	1-4-301
13. 別記9 機械設備調査算定要領	1-4-305
14. 別記10 附帯工作物調査算定要領	1-4-345



方法等について監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。

(境界測量)

第40条 各境界点の測量を行うときは、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づき行うことができるものとする。

2 前項の観測は、測量地域の地形及び地物の状況等を考慮しトータルステーション（データコレクタを含む。）、セオドライト、測距儀等（以下「TS等」という。）又はRTK-GPS法若しくはネットワーク型RTK-GPS法によることができるものとする。

一 TS等による観測は、次表を標準とする。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	0.5対回	0.5対回	2回測定
較差の許容範囲	————	————	5mm

二 RTK-GPS法又はネットワーク型RTK-GPS法による場合は、次表を標準とする。

ただし、セット間較差は、基線ベクトル成分X、Yの比較によることができる。

使用衛星数	観測回数	データ取得 間隔	セット間較差 の許容範囲		摘要
5衛星以上	FIX解を得てから 10エポック（連続） 以上を2セット	1秒	$\angle N$	20mm	
			$\angle E$	20mm	

三 前号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。なお、境界点の座標値は、2セットの観測から求めた平均値とする。

3 前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。

4 座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。

なお、計算を計算機により行う場合は、次表に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は次表に規定する位の次の位において四捨五入とし、距離及び面積は、次表に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。

区 分	方 向 角	距 離	座 標 値	面 積
単 位	秒	m	m	m <sup>2</sup>
位	1	0.001	0.001	0.000001

- 5 第1項の観測を行うに当たり、土地の実測平面図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。
- 6 各境界点等は、連番を付するものとする。

(補助基準点の設置)

第41条 境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、4級基準点以上の基準点から設置することができるものとする。この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。

- 2 補助基準点は、基準点から辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量により標杭を設置するものとする。なお、観測の区分等は、次表を標準とするものとする。

区 分		水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法		2対回(0° , 90° )	1対回	2回測定
較差の許容範囲	倍角差	60″	60″	5mm
	観測差	40″		

(用地境界仮杭の設置)

第42条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきTS等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

- 一 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。
  - 二 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鉋（頭部径15mm）等のものとする。
  - 三 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。
- 2 用地境界杭の観測は、第40条第2項の規定を準用するものとする。
  - 3 第1項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させたうえで用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

(境界点間測量)

第43条 請負者は、境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離をT S等を用いて測定し精度を確認するものとする。

2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点（用地境界杭を設置した点）との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値と測定値の差を比較することにより行うものとする。

なお、較差の許容範囲は、次表を標準とするものとする。

区分 距離	平地	山地	摘要
20m未満	10mm	20mm	Sは点間距離の計算値
20m以上	S/2,000	S/1,000	

### 第3節 面積計算の範囲

(面積計算の範囲)

第44条 面積計算の範囲は、第37条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
- 二 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積
- 三 前各号によらない場合については、監督職員の指示による。

### 第4節 用地実測図等の作成

(用地実測図等の作成)

第45条 請負者は、用地実測図等の作成に当たっては、次の各号の方法により行うものとする。

- 一 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項から監督職員が指示する事項を記入する。

(1) 基準点及び官民、所有権、借地、地上権等の境界点の座標値、点名、標杭の種類及び境界線

(2) 面積計算表

- (3) 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者氏名及び借地人等氏名
  - (4) 境界辺長
  - (5) 隣接地の地番及び境界の方向線
  - (6) 用地の三斜及び数字
  - (7) 借地境界並びに借地の三斜及び数字
  - (8) 用地取得線
  - (9) 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の記名押印
  - (10) 市区町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線
  - (11) 中心杭及び幅杭点の位置
  - (12) 現況地目
  - (13) 道路名、水路名
  - (14) 建物及び工作物
  - (15) 画地及び残地の面積
  - (16) その他
- 二 用地平面図は、用地実測図原図から監督職員が指示する事項を墨トレースをする。

## 第5章 土地評価

### (土地評価)

第46条 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

### (土地評価の基準)

第47条 土地評価は、監督職員から特に指示された場合を除き土地評価事務処理要領（平成2年2月27日管発第718号（以下「取扱要領」という。））に基づき実施するものとする。

### (現地踏査及び資料作成)

第48条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

#### 一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、運用方針第2第3項（1）に規定する標準地及び用途的地

域の名称

- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別、幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区域、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法（昭和44年法律第49号）第6条により公示された標準地（以下「公示地」という。）  
又は国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第5項により周知された基準地（以下「基準地」という。）

## 二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記載されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情（取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。）
- (6) 取引年月日、取引価格等
- (7) 取引事例地の画地条件（間口、奥行、前面道路との接面状況等）及び図面（100分の1～500分の1程度）

## 三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

## 四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

## 五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

## 六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

### **（標準地の選定及び標準地調査書の作成）**

第49条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第二号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

**(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)**

第50条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第47条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価額は、監督職員が指示する図面に記載するものとする。

**(残地等に関する損失の補償額の算定)**

第51条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第53条及び運用方針第36に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調査書を作成するものとする。

## 第6章 建物等の調査

### 第1節 調査

**(建物等の調査)**

第52条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

**(建物等の配置等)**

第53条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要となる事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督職員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

**(法令適合性の調査)**

第54条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第28条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要な法令に係る適合状況を調査するものとする。

この場合において、調査対象法令については監督職員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

**(木造建物)**

第55条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、別記1木造建物〔Ⅰ〕調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

3 前2項の実施に当たっては、運用方針別表第2（第15関係）各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無の調査が必要と認められる場合は、監督職員と協議のうえ実施するものとする。

#### （木造特殊建物）

第56条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

#### （非木造建物）

第57条 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、別記2非木造建物〔Ⅰ〕調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

#### （機械設備）

第58条 機械設備の調査は、別記9機械設備調査算定要領（以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。

#### （生産設備）

第59条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状、寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

#### （附帯工作物）

第60条 附帯工作物の調査は、別記10附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

#### （庭園）

第61条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行う

ことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。

- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

#### (墳墓)

第62条 墳墓の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 墓地使用者ごとの墓石の形状、寸法、構造及び種類
- 三 墓地使用者ごとの墓誌等の形状、寸法及び種類
- 四 墓地使用者ごとのカロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取する。
- 五 墓地使用者ごとのその他の石積、囲障、立竹木等の種類、形状、寸法及び数量
- 六 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 七 墓地及び墳墓の概要が把握できる写真の撮影

#### (立竹木)

第63条 立竹木の調査は、第4条表3の区分ごとに次の各号により行うものとする。

- 一 庭木等（観賞樹、効用樹、風致木、その他）の調査
  - (1) 権利者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（寄植及び連植であつて同樹種、同寸法の場合は、同番号とする。）を付す。
  - (2) 立木については、樹種名、幹周、胸高直径、葉張、樹高、管理の程度（表4の判断基準による区分）等を調査する。

表4 管理程度の判断基準

判 断 基 準	区 分
年2回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの	良 い
年1回程度の手入れ（剪定）を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普 通

- (3) 観賞用竹（ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等）については、5本程度を1株として、その位置を(1)の図面に表示するとともに番号を付す。
- (4) 芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査する。



## 二 用材林立木の調査

- (1) 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林令(又は植林年次)、人工林・天然生林の別、管理の程度等を調査する。
- (2) 監督職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。
  - ① 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況、植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。
  - ② ①で定めた区域内で最も標準と認められる範囲(標準地)1,000平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び樹令(又は植林年次)を調査する。なお、①で定めた区域が5,000平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10パーセント程度をもって行う。

## 三 雑木の調査

前号用材林立木の調査に準じて行う。

## 四 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、樹齢(又は植付年次)、管理の程度等を調査する。

樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第60条の例により調査する。

## 五 竹林の調査

- (1) 権利者ごとに竹林として取扱うことが相当と認められる区域を決定する。この場合において、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分する。
- (2) (1)で定めた区域内で最も標準と認められる範囲(標準地)500平方メートル程度を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径(筍を目的とするものを除く。)並びに筍の収穫を目的とするものによっては、その管理の状況等を調査する。

## 六 その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行う。

- 七 権利者の画地ごとの代表的な立竹木(標準地調査の場合は、標準地の立竹木の概要が把握できるもの)の写真の撮影

## 第2節 調査書等の作成

### (建物等の配置図の作成)

第64条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

- 一 建物等の所有者(同族法人及び親子を含む。)を単位として作成する。
- 二 縮尺は、原則として、次の区分による。

(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木

100分の1又は200分の1

(2) 庭園、墳墓、庭木等

50分の1又は100分の1

三 用紙は、日本工業規格A3判を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A2判によることができる（以下この節において同じ。）。

四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。

五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

七 図面中に次の事項を記入する。

(1) 敷地面積

(2) 用途地域

(3) 建ぺい率

(4) 容積率

(5) 建築年月

(6) 構造概要

(7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。）

(8) 建物延べ床面積

#### （法令に基づく施設改善）

第65条 第54条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

一 法令名及び条項

二 改善内容

#### （木造建物）

第66条 木造建物の図面及び調査書は、第55条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

一 基礎伏図（縮尺100分の1）

二 床伏図（縮尺100分の1）

三 軸組図（縮尺100分の1）

#### 四 小屋伏図（縮尺100分の1）

##### （木造特殊建物）

第67条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第56条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

一 基礎伏図（縮尺100分の1）

二 床伏図（縮尺100分の1）

三 軸組図（縮尺100分の1）

四 小屋伏図（縮尺100分の1）

五 断面図（矩計図）（縮尺50分の1）

六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。

一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。

二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

##### （非木造建物）

第68条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第57条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第57条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

##### （機械設備）

第69条 機械設備の図面及び調査書は、第58条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

##### （生産設備）

第70条 生産設備の図面及び調査書は、第59条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

##### （附帯工作物）

第71条 附帯工作物の調査書及び図面は、第60条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

##### （庭園）

第72条 庭園の調査書は、第61条の調査結果を基に工作物調査表（様式第12号）及び立竹木調査表（様式第14号）を用いて、算定に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

##### （墳墓）

第73条 墳墓の図面及び調査書は、第62条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 図面は、次の各号により作成するものとする。
  - 一 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。
  - 二 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。
  - 三 土地の取得等の予定線を記入する。
- 3 調査書は、墳墓調査表（様式第13号）、工作物調査表（様式第12号）及び立竹木調査表（様式第14号）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

#### **（立竹木）**

第74条 立竹木の図面及び調査書は、第63条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 第63条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。
  - 一 標準地の位置、面積
  - 二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲、面積
- 3 調査書は、立竹木調査表（様式第14号）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

### **第3節 算 定**

#### **（移転先の検討）**

- 第75条 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合（第10章移転工法案の検討に該当するものを除く。）には、残地が建物等の移転先地として取扱第2（運用方針第15関係）第1項から第4項までの要件に該当するか否かの検討をするものとする。
- 2 前項の検討にあたり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。
  - 3 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。
  - 4 前3項の検討にあたり、移転を必要とする残地内の建物等については、第64条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

#### **（法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定）**

第76条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第65条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、取扱第2（運用方針第15関係）第6項の定めるところにより行うものとする。

#### **（木造建物）**

第77条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第66条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕については木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

#### (木造特殊建物)

第78条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第67条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物要領を準用して当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造特殊建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

#### (非木造建物)

第79条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第68条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、非木造建物〔Ⅱ〕については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 非木造建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

#### (照応建物の詳細設計)

第80条 第75条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第15号の1、第15号の2）
- 二 面積比較表（様式第15号の4）

#### (機械設備)

第81条 機械設備の補償額の算定は、第69条で作成した資料を基に機械設備要領により作成するものとする。

#### (生産設備)

第82条 生産設備の補償額の算定は、第70条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

#### (附带工作物)

第83条 附带工作物の補償額の算定は、第71条で作成した資料を基に附带工作物要領により行うものとする。

#### (庭園)

第84条 庭園の補償額の算定は、第72条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

#### (墳墓)

第85条 墳墓の補償額の算定は、第73条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

(立竹木)

第86条 立竹木の補償額の算定は、第74条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討し、行うものとする。

## 第7章 営業その他の調査

### 第1節 調査

(営業その他の調査)

第87条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第88条 法人が営業主である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要な次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 営業主に関するもの

- (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- (2) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- (3) 資本金の額
- (4) 法人の組織（支店等及び子会社）
- (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

二 業務内容に関するもの

- (1) 業種
- (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）
- (4) 品目等別の売上構成
- (5) 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。

三 収益及び経費に関するもの

営業調査表（様式第16号の1から第16号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

- (1) 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。税務署受付印のあるものとする。
- (2) 直近3か年の事業年度の損益計算書写、貸借対照表写
- (3) 直近1年の事業年度の総勘定元帳写、固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。

(4) 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。

① 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳

② 簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳

四 その他補償額の算定に必要となるもの

2 個人が営業主である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。

3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督職員に報告するものとする。

一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準

二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準

三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

(居住者等に関する調査)

第89条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 氏名、住所（建物番号、室番号）

二 居住者の家族構成（氏名、生年月日）

三 住居の占有面積及び使用の状況

四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間

五 その他必要と認められる事項

2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。

3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

(動産に関する調査)

第90条 動産に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 所有者の氏名等及び住所等（建物番号、室番号）

二 動産の所在地

三 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況。ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要とするものについては、個別に調査する。

四 一般動産については、品目、形状、寸法、容量、重量

五 その他必要と認める事項

## 第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第91条 前3条の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 営業調査表（様式第16号の1から第16号の4）
- 二 居住者調査表（様式第17号の1、第17号の2）
- 三 動産調査表（様式第18号）

### 第3節 算 定

#### （補償額の算定）

第92条 営業に関する補償額の算定は、監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。

- 2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督職員の指示を受けるものとする。
- 3 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

## 第8章 消費税等調査

#### （消費税等に関する調査等）

第93条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

#### （調査）

第94条 土地等の権利者等が消費税法第2条第1項第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
- 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
- 四 消費税簡易課税制度選択届出書
- 五 消費税簡易課税制度不適用届出書



- 六 消費税課税事業者選択届出書
- 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 八 消費税課税事業者届出書
- 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
- 十 法人設立届出書
- 十一 個人事業の開廃業等届出書
- 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
- 十三 その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

#### (補償の要否の判定等)

第95条 消費税等に関する調査書は、第94条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成9年4月1日建設経済局調整課長通知）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第19号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

## 第9章 予備調査

### 第1節 調査

#### (予備調査)

第96条 予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習所等で大規模なもの（以下「工場等」という。）の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。

#### (企業内容等の調査)

第97条 予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場等との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）

七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）

八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

#### （敷地使用実態の調査）

第98条 予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状

二 用途地域等の公法上の規制

三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）

四 敷地内の使用状況等

(1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等

(2) 駐車場の位置及び収容可能台数

(3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量

(4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積

五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係

六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

#### （建物調査）

第99条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第55条から第57条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるにあたっては、監督職員の指示を受けるものとする。

3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

#### （機械設備等調査）

第100条 予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。

2 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるよう行うものとする。

## 第2節 調査書等の作成

#### （企業概要書）

第101条 企業内容等の調査書は、第97条の調査結果を基に企業概要書（様式第20号の1）を用いて、作成するものとする。

#### （配置図）

第102条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第98条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1

**（建物、機械設備等の図面作成）**

第103条 予備調査に係る工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

**（移転計画案の作成）**

第104条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第97条から第100条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として取扱第2（運用方針第15関係）第1項から第3項までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第20号の2）
- 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第20号の3）

2 前項の検討にあたり、照応建物の推定建築費は第103条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第15号の1、第15号の2）
- 二 面積比較表（様式第15号の4）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第15号の3）

### 第3節 算 定

**（補償概算額の算定）**

第105条 前条で作成する移転計画案（2又は3案）の補償概算額の算定は、第101条、第102条、第103条及び第104条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

## 第10章 移転工法案の検討

## 第1節 調 査

### (移転工法案の検討)

第106条 移転工法案の検討とは、工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。

### (企業内容等の調査)

第107条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第101条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

### (敷地使用実態の調査)

第108条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第98条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
  - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
  - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数
  - (3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量
  - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

## 第2節 調査書等の作成

### (企業概要書)

第109条 企業内容等の調査書は、第107条の調査結果を基に企業概要書（様式第20号の1）を用いて、作成するものとする。

### (移転工法案の作成)

第110条 工場等の移転工法案は、第53条から第61条まで、第63条、第107条及び第108条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として取扱第2（運用方針第15関係）第1項から第3項までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第20号の2）
- 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第20号の3）

2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第15号の1、第15号の2）
- 二 面積比較表（様式第15号の4）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第15号の3）

### (補償額の比較)

第111条 前条の移転工法案を作成したときは、取扱第2（運用方針第15関係）第4項に定める補償額の比較を行うものとする。

2 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

## 第11章 再算定業務

### (再算定業務)

第112条 再算定業務とは、建物等の移転補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

### (再算定の方法)

第113条 建物等の移転補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 移転補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定する。  
この場合における移転工法は、監督職員の指示による。

## 第12章 補償説明

### (補償説明)

第114条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

### (概況ヒアリング)

第115 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

### (現地踏査等)

第116条 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把握するものとする。

- 2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

### (説明資料の作成等)

第117条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

### (権利者に対する説明)

第118条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること
- 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと

2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

#### (記録簿の作成)

第119条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第21号）に記載するものとする。

#### (説明後の措置)

第120条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者に係わる補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

## 第13章 事業認定申請図書等の作成

#### (事業認定申請図書等の作成)

第121条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

#### (事業認定申請図書の作成)

第122条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう。

#### (事業計画の説明)

第123条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

#### (現地踏査)

第124条 事業認定申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、事業認定申請に係る現地の踏査を行うものとする。

#### (起業地の範囲の検討)

第125条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督職員と協議するものとする。

**(事業認定申請図書の作成方法)**

第126条 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下「規則」という。）第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、別記6の事業認定申請図書等作成業務実施要領及び監督職員の指示により作成するものとする。

**(事前相談用資料の作成方法)**

第127条 事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

**(事前相談用資料の提出)**

第128条 受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、監督職員に当該資料を提出するものとする。

**(本申請図書の作成)**

第129条 事業認定機関との事前審査の完了に伴う本申請図書の作成は、監督職員の指示により事前相談用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。

**(裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出)**

第130条 受注者は、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成を完了したときは、速やかに監督職員に当該成果品を提出するものとする。

**(裁決申請図書の作成)**

第131条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

**(現地踏査)**

第132条 裁決申請申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。

**(裁決申請図書の作成方法)**

第133条 裁決申請図書は、法第40条及び規則第16条並びに第17条に定めるところに従うほか、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

**(明渡裁決申立図書の作成)**

第134条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

**(現地踏査)**

第135条 明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決申立に係る現地の踏査を行うものとする。

**(明渡裁決申立図書の作成方法)**

第136条 明渡裁決申立図書は、法第47条の3及び規則第17条の6並びに第17条の7に定めるところに従う



ほか、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

## 第14章 写真台帳の作成

### (写真台帳の作成)

第137条 受注者は、第6章、第7章、第9章及び第10章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- 一 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
  - 二 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
  - 三 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第90条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。
  - 四 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
  - 五 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
- 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

## 第15章 土地調書及び物件調書の作成等

### (土地調書等の作成)

第138条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果品により、土地調書（様式第22号）及び物件調書（様式第23号）を作成するものとする。

## 第16章 検 証

### (検 証)

第139条 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が、受注に係る業務の成果品のかしを防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わな

なければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第17条に定める成果品のうち地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

2 第3章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものとする。

## 第17章 その他

### (提出書類等)

第140条 用地調査等を実施するにあたり、受注者又は発注者が相手方に提出する書類は、第2章から第15章に定めるもののほか、別記3に定めるものとする。

# 第18章 農業農村整備

## 第1節 総則

### (趣旨等)

第141条 本章は農業農村整備事業の用に供する土地等を取得し、又は使用する（以下「取得等」という。）にあたり必要となる建物その他の工作物等（以下「建物等」という。）の調査及び移転補償額等の算定並びに土地等の取得等に係る業務（以下これらの業務を「用地調査等」という。）を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難しいとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

### (用語の定義)

第142条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」は第1章第2条第1号によるものとする。
- 二 「権利者」は第1章第2条第2号によるものとする。
- 三 「監督職員」は第1章第2条第3号によるものとする。
- 四 「検査職員」は第1章第2条第4号によるものとする。
- 五 「主任技術者」は第1章第2条第5号によるものとする。
- 六 「指示」は第1章第2条第6号によるものとする。
- 七 「協議」は第1章第2条第7号によるものとする。
- 八 「報告」は第1章第2条第8号によるものとする。
- 九 「調査」は第1章第2条第9号によるものとする。
- 十 「調査書等の作成」は第1章第2条第10号によるものとする。
- 十一 「基準」は第1章第2条第11号によるものとする。
- 十二 「運用方針」は、第1章第2条第12号によるものとする。
- 十三 「取扱」は第1章第2条第13号によるものとする。
- 十四 「精度監理」は第1章第2条第14号によるものとする。

### (基本的処理方針)

第143条 基本的処理方針は第1章第3条によるものとする。

### (用地調査等の区分)

第144条 用地調査等の区分は第1章第4条によるものとする。

### (業務従事者)

第145条 業務従事者は第1章第5条によるものとする。

## 第2節 用地調査等の基本的処理方法

### (用地調査等の基本的処理方法)

第146条 用地調査等の基本的処理方法は第2章第6条～第24条によるものとする。

## 第3節 権利調査

### 1. 調査

#### (調査)

第147条 調査は第3章第25条～第30条によるものとする。

### 2. 調査書等の作成

#### (調査書等の作成)

第148条 調査書等の作成は第3章第31条～第32条によるものとする。

### 3. 登記資料収集整理等

#### (登記資料収集整理)

第149条 登記資料収集整理とは、土地等の取得又は権利設定等に伴い、不動産登記法等で規定する登記に必要な資料等の収集整理を行うことをいう。

#### (地積測量図等の作成)

第150条 取得等の区域内の土地が一筆の土地の一部であるため、分筆を必要とする場合又は地積の更正等を必要と認められる場合には、地積測量図及び土地所在図を作成するものとする。

#### (協議)

第151条 受注者は、本章第149条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所等との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、監督職員と協議し、指示を受けるものとする。

#### (責務)

第152条 受注者は、発注者が土地等の取得又は権利設定等について、管轄登記所等に対し嘱託書を提出し、登記済証書の交付されるまでの間、発注者を補助するものとする。

## 第4節 用地測量

### (用地測量)

第153条 用地測量は第4章第33条～第45条によるものとする。

## 第5節 土地評価

### (土地評価)

第154条 土地評価は第5章第46条～第51条によるものとする。

## 第6節 建物等の調査

### 1. 調査

(建物等の調査)

第155条 建物等の調査は第6章第52条～第63条によるものとする。

### 2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第156条 調査書等の作成は第6章第64条～第74条によるものとする。

### 3. 算定

(算定)

第157条 算定は第6章第75条～第86条によるものとする。

## 第7節 営業その他の調査

(営業その他の調査)

第158条 営業その他の調査は第7章第87条～第92条によるものとする。

## 第8節 消費税等調査

(消費税等調査)

第159条 消費税等調査等は第8章第93条～第95条によるものとする。

## 第9節 予備調査

### 1. 調査

(調査)

第160条 調査は第9章第96条～第100条によるものとする。

### 2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第161条 調査書等の作成は第9章第101条～第104条によるものとする。

### 3. 算定

(補償概算額の算定)

第162条 補償概算額の算定は第9章第105条によるものとする。

## 第10節 移転工法案の検討

### 1. 調査

(調査)

第163条 調査は第10章第106条～第108条によるものとする。

## 2. 調査書等の作成

### (調査書等の作成)

第164条 調査書等の作成は第10章第109条～第111条によるものとする。

## 第11節 再算定業務

### (再算定業務)

第165条 再算定業務は第11章第112条～第113条によるものとする。

## 第12節 補償説明

### (補償説明)

第166条 補償説明は第12章第114条～第120条によるものとする。

## 第13節 事業認定申請図書等の作成

### (事業認定申請図書等の作成)

第167条 事業認定申請図書等の作成は第13章第121条～第136条によるものとする。

## 第14節 環境調査

### (環境調査)

第168条 環境調査とは、騒音，振動及び井戸の調査をいう。

### (調査の方法)

第169条 前条の調査は、別記7の環境調査要領及び監督職員に指示に基づき、現地を調査し、次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。

- (1) 騒音測定結果一覧表 (様式第33号)
- (2) 振動測定結果一覧表 (様式第34号)
- (3) 井戸調査表 (様式第35号)

## 第15節 保安林解除等申請図書の作成

### (保安林解除等申請図書の作成)

第170条 保安解除等申請図書の作成とは、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいう。

2 保安林解除申請図書作成とは、森林法（昭和26年法律第249号）第27条及び同法施行規則第15条に規定する保安林解除の手続きに要する関係書面を作成することをいう。

3 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第2416号）第7条及び同法施行規則第14条に規定する国有林野の使用申請手続きに要する関係書面を作成するこ

とをいう。

**(事業計画の説明)**

第171条 保安林解除等申請書の作成に当たっては、当該保安林解除等申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

**(現地踏査)**

第172条 保安林解除等申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、保安林解除等申請に係る現地調査を行うものとする。

**(保安林解除等申請図書の作成方法)**

第173条 保安解除等申請図書は、森林法第27条及び同法施行規則第15条並びに国有林野の管理運営に関する法律第7条及び同法施行規則第14条の定めるところに従うほか、別記8の保安林解除等申請図書作成要領及び監督職員の指示により行うものとする。

## 第16節 写真台帳の作成

**(写真台帳の作成)**

第174条 写真台帳の作成は第14章第137条によるものとする。

## 第17節 土地調書及び物件調書の作成等

**(土地調書等の作成)**

第175条 土地調書等の作成は第15章第138条によるものとする。

## 第18節 検 証

**(検 証)**

第176条 検証は第16章第139条によるものとする。

## 第19節 その他

**(提出書類等)**

第177条 提出書類等は第17章第140条によるものとする。





## 居 住 者 調 査 表

(借家・借間)		調査者		調 査 年月日		整 理 番 号	
住 所	都 府 県 市 区 村 町 大字 字 番地						
氏 名 又は名称				電 話 番 号	局 番 (呼)		
続 柄	氏 名	生 年 月 日	職 業		勤務先所在地		
世帯主又は 法人を代表 する者			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
家主氏名			家 賃	円	権利金 敷 金	円	
借家面積			借間面積	㎡	住居面積	㎡	
借家・借間 契約年月日	年 月 日	契約期間	年		居住又は 使用開始日	年 月 日	
					居住又は 使用期間	年 月 日	
確認資料 ※該当するものに○をする。		賃貸借契約書 ・ 住民票 ・ その他 ( )					
<p><b>【備 考】</b> ※家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。</p>							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列A判縦とする。

様式第35号 井戸調査表

井戸 No.	所在地	使用者	使用目的		調査者 規格 (径×深)	水面調査		調査番号 水道の有無	備考
			飲料	他		調査年月日	水面高 (水位)		

## 8 . 別記 7 環境調査要領

1 騒音に関する調査

区 分	調 査 事 項	備 考
測 定 方 法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日付け厚生省・建設省告示第1号）に準拠するものとし、それ以外については次により測定するものとする。	
測 定 箇 所 の 地 番	県、郡、市、町、村、大字、字、地番	
測 定 回 数 及 び 時 間	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし1回ごとの測定時間は、10分間とする。	
気 象 条 件	天候、温度、風向、風力	
マイクロホンの位置	工事実施上予想される発生源から測線上に2点を取り、それぞれ10メートル及び30メートルの地点を標準とする。	

## 2 振動に関する調査

区 分	調 査 事 項	備 考
測 定 方 法	振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）に準拠するものとし、それ以外については、次により測定するものとする。	
測 定 箇 所 の 地 番	県、郡、市、町、村、大字、字、地番	
測 定 回 数 及 び 時 間	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし1回ごとの測定時間は、10分間とする。	
気 象 条 件	天候、温度、風向、風力、地震	
ピ ッ ク ア ッ プ 位 置	工事実施上予想される発生源から測線上に3点を取り、発生源及び10メートル、40メートルの地点を標準とする。	

### 3 井戸に関する調査

区 分	調 査 事 項	備 考
井 戸 調 査	<p>所在地、所有者氏名、使用目的（飲料水等）            規模（測定不可能な場合は、聴取調査）調査年月日、水面高（穂高）、水深、備考欄に井戸枠天端の標高を記入するとともに、水道の有無を調査する。            また、ポンプ等施設が付随する場合は構造・規模等も調査する。</p> <p>なお、湧水量を計測できる場合は、これを測定するものとする。</p>	

## 9. 別記8保安林解除申請図書等作成要領

## 保安林解除申請図書等作成要領

### 第1 申請書類作成の基本的事項

本要領は、森林法（昭和26年法律第249号）第27条の規定により農林水産大臣又は都道府県知事に対して、保安林の解除申請をする場合に必要となる関係書類の作成等の基本的事項を定めるものである。

### 第2 関係書類及びその作成要領

区 分	作 成 要 領
1. 保安林解除申請書 (様式第1号)	<p>(1) 指定の解除の事由については、できる限り具体的に記載する。 (この場合、その内容によっては、「別紙」にすることも可とされている。)</p> <p>(2) 面積については、実測又は見込みの区別を明記するものとし、haを単位とし、少数第4位まで記載する。（*面積は㎡単位まで）</p> <p>(3) 国有林、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林については、農林水産大臣あて、飛砂防備保安林、防風保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、干害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林、魚つき保安林、航行目標保安林、保健保安林及び風致保安林については、都道府県知事あてとする。</p> <p>(4) 森林の所在場所の記載は、土地登記記録と一致させる。</p>
2. 位置図	<p>(1) 明示する事項 ①行政区画界、②事業区域界（青色）、③解除申請区域（赤く薄く着色）、④道路等のような継続事業の場合にあっては施行済区域（保安林の場合にあっては解除告示年月日及び番号を併記）、⑤申請区域、⑥計画区域の図示、⑦それぞれの区間の年度延長等を記入し、⑧残土処理を要する場合にあっては、その箇所を明記する。</p> <p>(2) 留意事項 国土地理院発行の5万分の1の地形図を使用する。</p>
3. 写真	<p>(1) 全景及び近景の写真については、適宜の枚数を添付する。</p> <p>(2) 写真撮影の位置については、現況図を使用し、撮影位置及び撮影方向を図示する。（この場合、その内容によっては、別葉をもって撮影位置図を作成することも可とする。）</p> <p>(3) 事業区域、保安林区域及び解除申請区域を明記する。</p> <p>(4) 大規模な事業計画については、空中写真を添付する。</p> <p>(5) 残土処理を要する箇所についても、写真を添付する。</p>



区 分	作 成 要 領									
4. 事業計画図 及び代替施設 計画図	<p>(1) 明示する事項</p> <p>①地形（等高線入り）、②保安林界（赤色）、③解除申請区域、④土地利用計画（施設の配置及び名称）、⑤法面の位置、形状、小段、⑥切土、盛土の区分、⑦えん堤、擁壁、排水施設の位置、記号又は番号、種類又は規模等の代替施設の配置、⑧縦横断測点又は測線を記入する。</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>①縮尺は、1/500～1/2,000とする。</p> <p>②工種別（道路、排水施設等）に色別する。</p> <p>③残土の処理箇所についても同様に作成する。</p> <p>事業計画図と代替施設計画図を合併して作成することも可とするが、その場合には、表題を「事業計画図兼代替施設計画図」とする。なお、必要事項の記載ができる場合には、「事業計画図」は、「代替施設計画図」と兼用しても差し支えないが、この場合にも、その表題は、「事業計画図兼代替施設計画図」とする。</p>									
5. 事業計画書	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 1050 818 1131">記 載 事 項</th> <th data-bbox="818 1050 1342 1131">記 載 留 意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 1131 818 1211">1. 転用の目的に係る事業又は施設の名称</td> <td data-bbox="818 1131 1342 1211"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1211 818 1458">2. 当該事業を行い、又は施設を設置する者の氏名及び住所</td> <td data-bbox="818 1211 1342 1458">法人及び法人でない団体にあつては名称及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1458 818 1986">3. 当該事業等の用に供するため当該保安林の土地を選定した理由</td> <td data-bbox="818 1458 1342 1986"> <p>事業対象地の選定が、次の事由によつて行われたものであることを、事業の目的又は施設の性質等と関連させて具体的に記載する。</p> <p>① 自然的条件、地理的条件、土地利用の状況等から当該事業用地としての適地をその区域以外には求めることが極めて困難であること。（選定経過について「別紙」で簡明に説明し、関係図面を添付する。）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	記 載 事 項	記 載 留 意	1. 転用の目的に係る事業又は施設の名称		2. 当該事業を行い、又は施設を設置する者の氏名及び住所	法人及び法人でない団体にあつては名称及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）	3. 当該事業等の用に供するため当該保安林の土地を選定した理由	<p>事業対象地の選定が、次の事由によつて行われたものであることを、事業の目的又は施設の性質等と関連させて具体的に記載する。</p> <p>① 自然的条件、地理的条件、土地利用の状況等から当該事業用地としての適地をその区域以外には求めることが極めて困難であること。（選定経過について「別紙」で簡明に説明し、関係図面を添付する。）</p>	
記 載 事 項	記 載 留 意									
1. 転用の目的に係る事業又は施設の名称										
2. 当該事業を行い、又は施設を設置する者の氏名及び住所	法人及び法人でない団体にあつては名称及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）									
3. 当該事業等の用に供するため当該保安林の土地を選定した理由	<p>事業対象地の選定が、次の事由によつて行われたものであることを、事業の目的又は施設の性質等と関連させて具体的に記載する。</p> <p>① 自然的条件、地理的条件、土地利用の状況等から当該事業用地としての適地をその区域以外には求めることが極めて困難であること。（選定経過について「別紙」で簡明に説明し、関係図面を添付する。）</p>									

区 分	作 成 要 領	
	<p>4. 申請面積について必要とする根拠</p> <p>5. 当該事業等を実施する者が、当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況</p> <p>6. 事業等に要する費用の総額等を明確にできる書面等</p>	<p>② 当該事業区域は、極力保安林を避けて選定されたものであり、区域内に保安林が介在する等のために保安林を除外して事業計画をたてることが著しく困難であること。</p> <p>③ 当該区域内の森林等を転用し、当該用途に利用することが、市町村振興計画等地域における公的な各種土地利用計画に適合していること。</p> <p>(1) 法令等により基準が定められている場合は、当該基準に照らして必要最小限度である根拠を記載する。</p> <p>(2) 法令等による基準が定められていない場合は、同種の事業の計画基準又は利用実績等からみて合理的な必要性があり、最小限度であることを具体的に記載する。</p> <p>(1) 事業等に必要土地の「土地を使用する権利」について説明する。(権利は、必ずしも所有権である必要はない。)</p> <p>(2) 「面積」については、実測又は見込み面積を記載する。</p> <p>(1) 資金の全部又は一部が「自己資金」である場合には、銀行の残高証明書等を添付する。</p> <p>(2) 地方公共団体の場合には、議会の議決書の写し、又は収支予算書を添付する。</p> <p>(3) 事業会社等の法人にあつては、執行機関の意志決定を証する書類を添付する。</p> <p>(4) 資金の全部又は一部が借入金等である場合には、これらの貸付機関の証明書(融資証明書等)を添付する。</p>

区 分	作 成 要 領	
	<p>7. 事業等に要する経費</p> <p>8. 事業等に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の行程及び当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在</p> <p>(1) 工事を開始する予定の日</p> <p>(2) 工事の工程</p> <p>(3) 当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在</p> <p>9. その他の参考となるべき事項</p> <p>(1) 当該保安林の土地と併せて当該事業等の用に供される土地がある場合における当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況</p> <p>(2) 転用前後の用途別面積</p>	<p>(5) 資金の全部又は一部が補助金、助成金等である場合には、交付決定通知書又は交付申請書等の写しを添付する。 上記(1)から(5)までの書類については、別綴とする。</p> <p>(1) 土砂貯留施設、土止柵工等の防災工事が先行 行するよう配慮する。</p> <p>(2) 土工事については、できるだけ雨期をさけて行うよう配慮する。</p> <p>(1) 注意事項については、前述5の場合と同じ。</p> <p>(2) 地目ごと小計を設ける。</p> <p>(1) 事業区域内の土地について、用地の現況別に転用後の用途別面積及び構成比率(%)を記載する。</p> <p>(2) 末尾については、記載例に準じて残置森林率及び森林率の算定因子及び計算を記載する。</p>

区 分	作 成 要 領	
	<p>なお、15年生以下の若齢林がある場合で緑地がある場合にあつては、これを区分して記載（（ ）で内書とする。）する。</p> <p>(3) 事業量及び事業の概要</p> <p>(4) 予定施工業者及びその実績</p> <p>(5) 事業者以外の者が申請者である場合は、当該事業者でない者が申請をする事由</p> <p>(6) 利害関係者の意見</p> <p>(7) 工事仕様書</p> <p>(8) 土量計算及び残土（又は不足土）の処理方法</p> <p>① 土量計算の総括表</p> <p>② 積算基礎</p>	<p>なお、15年生以下の若齢林がある場合で緑地がある場合にあつては、これを区分して記載（（ ）で内書とする。）する。</p> <p>(1) 申請の目的に係る主な施設等の数量、事業費（概要）等を概括して記載する。</p> <p>(2) 申請地が全体計画の一部であるときは、全体計画と申請地との関係並びに過去の実績及び将来の計画等について記載する。</p> <p>(1) 公的機関による事業及び小規模な事業については記載しないものとする。</p> <p>(2) 予定施工業者とその事業経歴等について記載する。</p> <p>ただし、未定の場合にあつては、選定方針等を記載する。</p> <p>当該事業者が申請をしないで、事業者以外の者が申請をする事由を記載する。</p> <p>当該保安林の解除に利害関係を有する地方公共団体の長及び解除に直接の利害関係を有する者から同意を得ている旨を記載の上、同意書を添付する。</p> <p>工事仕様書を添付し、「別紙 No. ○○のとおり」と記載する。</p> <p>(1) 土量計算書を添付し、「別紙のとおり」と記載する。</p> <p>（事業によっては、省略してよい場合があるので、十分打ち合わせておく必要がある。）</p> <p>(2) 保安林解除面積が1 ha以下であつて、森林法第26条第2項（公益上の事由）によるもの及び土地の形質の変</p>

区 分	作 成 要 領	
6. 代替施設計画書	<p>③ 残土 (又は不足土) の処理方法</p>	<p>更行為の態様等が軽微であると認められるものについては、①の土量計算総括表以外の添付を省略することができる。</p> <p>残土が生じる場合については、その処理場所及び方法について、保安上支障がないように行なわれることを具体的に説明の上、関係法令の許認可状況等についても記載する。</p>
	<p>記 載 事 項</p>	<p>記 載 留 意</p>
	<p>1. 当該代替施設を実施する者が、当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況</p> <p>2. 代替施設に要する資金の総額及びその調達方法</p> <p>3. 代替施設に要する経費</p> <p>4. 代替施設に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程及び当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在</p> <p>(1) 工事を開始する予定の日</p> <p>(2) 工事の工程</p> <p>(3) 当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在</p>	<p>「事業計画書」の記載事項の5に準じて記載する。その土地が事業計画書に記載された土地に含まれる場合には、その旨を記載する。</p> <p>「事業計画書」の記載事項の6に準じて記載する。</p> <p>「事業計画書」の記載事項の8に準じて記載する。</p> <p>代替施設については、設置完了後において「確認」を受けるものであることから、関係図面等と符合させて、明確に記載する。</p>

区 分	作 成 要 領	
	<p>5. その他参考となるべき事項</p> <p>(1) 当該保安林の土地と併せて当該事業等の用の供される土地がある場合において当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況</p> <p>(2) 排水施設計画</p> <p>① 雨水流量算出根拠</p> <p>② 排水施設流量の算出根拠</p>	<p>「事業計画書」の記載事項の9の(1)に準じて記載する。</p> <p>計算式及び計算諸元について記載する。</p> <p>[記載例]</p> $Q_1 = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$ <p><math>Q_1</math> = 雨水流出量 (m<sup>3</sup>/sec)  <math>f</math> = 流出係数 (林地=0.00、草地=0.00、裸地=0.00を使用)  <math>r</math> = 設計雨量強度 = 10年確率雨量強度  <math>A</math> = 集水区域面積 (ha) の計算式で算出する。</p> <p>③の取りまとめ表の流出係数は、面積加重平均とした。</p> <p>[記載例]</p> $Q_2 = V \cdot A$ <p>[<math>Q_2</math>排水流量 (m<sup>3</sup>/sec)、<math>V</math> = 流速 (m/sec)、<math>A</math> = 断面積 (m<sup>2</sup>)]</p> $V = \frac{1}{n} \times R^{\frac{2}{3}} \times I^{\frac{1}{2}}$ <p>[<math>V</math> = 流速 (m/sec)、<math>n</math> = 粗度係数、<math>R</math> = 径深、<math>I</math> = 勾配] の計算式で算出する。(使用因子は、「③の取りまとめ表」のとおり。)</p> <p>[留意事項]</p> <p>① 排水施設の「許容流量」の算出のための流速は、原則としてマンニング公式を使用する。</p>

区 分	作 成 要 領	
	<p>③ 排水施設計画総括表</p> <p>(3) 流末処理の方法</p> <p>(4) 転用に伴う土砂流出の防止計画</p> <p>① 土石流出量の算出根拠</p> <p>② 土砂流出防止計画の総括</p>	<p>なお、流速は、原則として 0.2 ～ 6.0m / sec とし、流速の早いものについては、「落差工」等のウォータークッションを設けて水路勾配を暖やかにし、流速を減ずるような方法又は排水断面を 2 倍以上にする等の措置を講じる。</p> <p>② 安全率は、1.2 倍以上とする。</p> <p>(1) 「工事中」と「工事後」に区分して作成する。</p> <p>(2) ブロック番号は、図面と対応させて付す。</p> <p>(3) この表は、添付資料として、別紙とすることができる。</p> <p>(1) 排水施設の種類、流末の処理方法等について説明する。</p> <p>(2) 接続する河川の管理者との協議資料等の添付して説明する。</p> <p>(3) 流末処理施設等の安全確保のため洗掘防止対策をたてる。</p> <p>(1) 工事中の期間が、4 か月未満のものは、4 か月として計算する。</p> <p>(2) 工事中又は工事後における流出土砂量は、地形、地被状態等を考慮して適切に定める。</p> <p>(3) 大規模な開発行為及び当該開発行為が公共施設等の近くで実施されるときは、原則として 5 年間の土砂流出量を見込む。</p> <p>算出に用いた単位当たり土砂流出量及びこれを採用した事由等を記載する。</p> <p>(1) 「土砂流出防止施設計画総括表」に取りまとめる。</p> <p>(2) 「工事中」と「工事後」に分類して作成する。</p> <p>(3) ブロック番号は、図面（排水施設計画図又は集水区域図）と対比させて付す。</p>

区 分	作 成 要 領	
<p>7. 許認可証書の 写し等</p> <p>8. その他の添付 書類及び図面</p>	<p>(5) 洪水調節計画</p> <p>(6) 残置森林、造成森林及び緑地</p> <p>(7) その他</p>	<p>(4) この表は、添付資料として、別紙とすることができる。</p> <p>(1) 残置森林については、配備の方針（残置する位置、目的及び規模等）を記載する。</p> <p>(2) 造成森林については、その対象地、造成方法（樹種、ha 当たり植栽本数、植栽木の大きさ等）について記載する。</p> <p>(3) 緑地については、造成目的に応じ、その施行内容土砂流出防止のため、必要事項（張芝、種子吹付、施肥、客土、樹木の植栽等）を記載する。</p> <p>(1) 代替保安林の計画がある場合は、その計画内容（指定の目的、場所、面積等）を記載する。</p> <p>(2) (1)～(6)以外の事項については、特に参考となるべき事項があった場合に記載する。</p>
	<p>明示する事項</p> <p>事業又は、施設の設置について</p> <p>用地の転用についての許認可等及び事業についての許認可等が必要な場合については、次の書類のいずれかを添付する。</p> <p>なお、「許認可」には、国の機関の通達及び地方公共団体の条例、規則、通達によるものも含む。</p> <p>① 許認可又は行政庁の許認可見込みの意見があったものについては、その許認可書又は、行政庁の意見書の写し。</p> <p>② 申請中のものについては、申請書の写し又は許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類。</p> <p>③ 未だ申請をしてないものについては、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類。</p>	



区 分	作 成 要 領
(1) 書 類	<p>(1) 原則として、作成を要する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請に係る保安林の土地登記事項証明書</li> <li>② 土地使用承諾書、売買契約書、公正証書、戸籍謄本、委任状等（申請者と登記名義人が異なる場合）</li> <li>③ 受益者の同意書</li> <li>④ 他の法令による許認可書又は申請の状況を記載した書類</li> <li>⑤ 予算書又は予算議決書の写し等資金の調達方法を証する書類（残高証明書、融資証明書等）</li> <li>⑥ 工事設計書</li> <li>⑦ 工事仕様書</li> <li>⑧ 土量計算書</li> <li>⑨ 土捨場容量計算書</li> <li>⑩ 代替施設安定計算書</li> <li>⑪ 排水施設計画取りまとめ表（排水流量計算書）</li> <li>⑫ 土砂流出防止施設計画取りまとめ表（流出土砂量計算書）</li> <li>⑬ 洪水調節計画計算書</li> <li>⑭ その他</li> </ul> <p>(2) それぞれの関係書類の作成・提出に当たっては、その都度、農林水産大臣又は都道府県知事と協議して行う。</p>
(2) 図 面	<p>(1) 保安林解除図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 明示する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 市町村界、(イ) 大字界、(ウ) 字界、(エ) 地番界、(オ) 地番、(カ) 地目、(キ) 事業区域界（青色）、(ク) 保安林界（赤色）、(ケ) 解除申請区域（赤く薄く着色）、(コ) 解除申請地の隣接地の地番及び地目。</li> </ul> </li> <li>② 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 公図上の道路（赤線）及び水路（青線）は、それぞれ茶色及び水色で薄く着色する。</li> <li>イ 縮尺は、1/500～1/2,000とする。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 現況図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 明示する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 地形（1～2mの等高線）、(イ) 行政区界、事業区界（青色）、(ウ) 保安林界（赤色）、(エ) 解除申請区域（赤く薄く着色）、(オ) 他の法令規制区域及びその名称、(カ) 土地利用現況（森林、農地、道路、宅地等）、(キ) 人家・公共施設等、⑧ 治山施設の位置、種類及び施工年度、(ク) 保安林の傾斜区分（25度未満、25度以上）、(ケ) 添付写真の撮影位置及び方向。</li> </ul> </li> </ul>

区 分	作 成 要 領
	<p>② 留意事項</p> <p>ア スキー場、ゴルフ場、農用地等のような大規模な転用の場合に作成することとし、一般的には省略することができる</p> <p>イ 縮尺は1/500～1/2,000とする。</p> <p>ウ 前述の(1)添付写真の撮影位置及び方向を示す場合において、「撮影位置図」として別図に作成しても差し支えない。</p> <p>(3) 面積計算図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)保安林界（赤色）、(イ)解除申請区域（赤く薄く着色）、(ウ)地番界</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 解除申請区域の縮尺は、1/500～1/1,000とする。</p> <p>イ 面積計算は、原則として、三斜法</p> <p>(4) 土量配分計画平面図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)事業区域界（青色）、(イ)造成区域界、(ウ)保安林界（赤色）、(エ)切土区域（黄色で薄く着色）、(オ)盛土区域（淡緑色で薄く着色）、(カ)切土並びに盛土部分の位置形状及び土量、(キ)土砂の移動方向及び移動土量。</p> <p>② 留意事項</p> <p>縮尺は、1/500～1/1,000とする</p> <p>(5) 集水区域図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)等高線、(イ)集水区域界、(ウ)集水区域の番号及び面積、(エ)集水区域内の主要な治山、(オ)治水、利水の施設。</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、1/2,000～1/5,000とする。</p> <p>イ 流域の説明を要する場合は、1/50,000の地形図を用いる。</p> <p>(6) 防災計画平面図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)集水区域界（色別）、(イ)集水区域の番号及び面積、(ウ)土砂流出防止施設（色別）の位置記号又は番号、(エ)種類、規模及び貯砂量、(イ)保安林界（赤色）</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、1/500～1/2,000とする。</p> <p>イ 集水区域及び施設の記号又は番号は、土石流出防止施設計画総括表等を対照できるように番号を付す。</p>

区 分	作 成 要 領
	<p>ウ 堰提等の実測縦横断面図及び貯砂量計算書は、別に添付する。</p> <p>エ 必要に応じ、「工事中」と「工事後」に区分して作成する。</p> <p>(7) 排水計画平面図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)集水区域界（色別）、(イ)集水区域の番号及び面積、(ウ)排水施設の位置、記号又は番号、種類、形状、内のり寸法、勾配、延長、水の流れの方向及び放流先の名称、(エ)保安林界（赤色）、(オ)排水系統模式図を図面の余白に記載する。</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、1/500～1/2,000とする。</p> <p>イ 集水区域及び排水施設の記号又は番号は、「排水施設計画総括表」等と対照できるように番号を付す。</p> <p>ウ 必要に応じ、「工事中」と「工事後」に区分して作成する。</p> <p>(8) 排水流末処理計画図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)集水区域界（色別）、(イ)集水区域の番号及び面積、(ウ)事業区域、(エ)下流河川の名称、(オ)流下能力の検討地点及び縦横断面、(カ)現況写真（ポール等で大きさを表示したもの。）を添付する。</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、1/1,000～1/5,000とする。</p> <p>イ 排水施設計画総括表と対照できるように表示する。</p> <p>(9) 用地縦断面図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)測点、区間距離、(イ)追加距離、(ウ)地盤高、(エ)計画高、(オ)切土高、(カ)盛土高、(キ)勾配、(ク)保安林解除の申請区域（赤色）。</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺</p> <p>〔水平〕 1/1,000～1/2,000とする。</p> <p>〔垂直〕 1/200～1/400とする。</p> <p>イ 土石等の採掘にあつては、年度別掘削断面及び採掘量計算表を表示する。</p> <p>(10) 用地横断面図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)測点、(イ)切土又は盛土高、(ウ)現地盤線、(エ)計画地盤線及び勾配、(オ)擁壁及び法面の保護施設、(カ)保安林解除の申請区域（赤色）。</p>

区 分	作 成 要 領
	<p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、1/100～1/200する。</p> <p>イ 土石等の掘削に当たっては、年度別掘削断面及び採掘量計算表を表示する。</p> <p>(11) 構造図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>①構造各部の仕上がり寸法、②材料の種類及び寸法、③基礎工の材料及び寸法。</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、1/20～1/200する</p> <p>イ 正面図、平面図、側面図、断面図及び配筋図等で図示する。</p> <p>(12) 土工定規図（標準断面図）</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア)地質又は土質毎の切土勾配及び盛土勾配、(イ)小断の位置、幅及び間隔、(ウ)擁壁及び法面の保護施設仕上がり寸法（道路）、(エ)宅地造成の場合にあつては、造成地盤の勾配を記載する。</p> <p>② 留意事項</p> <p>縮尺は、1/100～1/200とする。</p>

(留意)

本関係書類及び関係図面については、通常、標準とされているものを掲げたもので、当該業務によって、その作成等を省略することができる場合があるので、発注者側と常に緊密な連絡等を図りながら行うものとする。

③「取りまとめ表」

流出係数

地表の状態	優良林地	普通林地	草地	耕地	裸地
流出係数	0.5～0.6	0.6～0.7	0.7～0.8	0.7～0.8	1.0

注) 地形、地質、土壌等の条件を勘案し決定する。

単位時間

流域面積	50ヘクタール以下	100ヘクタール以下	500ヘクタール以下
単位時間	10分	20分	30分

## ◇保安林解除手続のフロー◇

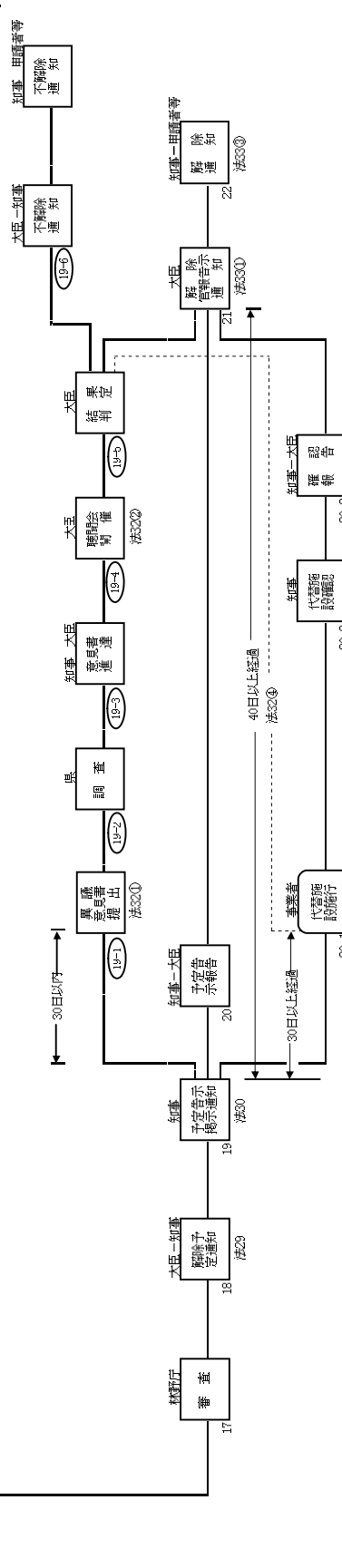
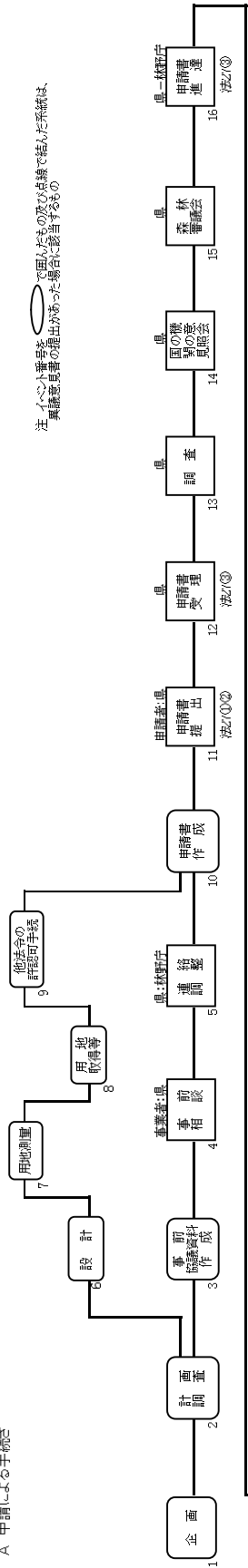
保安林解除の手続は、保安林のもつ公益と私権との調整という重大な事項に関するものなので、森林法に定められた多くの手続を経なければならない。

保安林解除の手続の発端は、「認定による手続」と「申請による手続」との2様があるが、両手続が異なるのは、解除権者に達するまでの処理過程のみであり、解除権者が保安林解除の適否判断をする場合の基準及びそれ以後は、ほとんど同じである。即ち、解除権者が解除しようとするときは、解除予定の告示、通知によって周知を図り、利害関係者に異議意見の提出の機会を与え、最終決定を官報告示（知事権限の場合は、都道府県告示）によってするというのが大筋である。

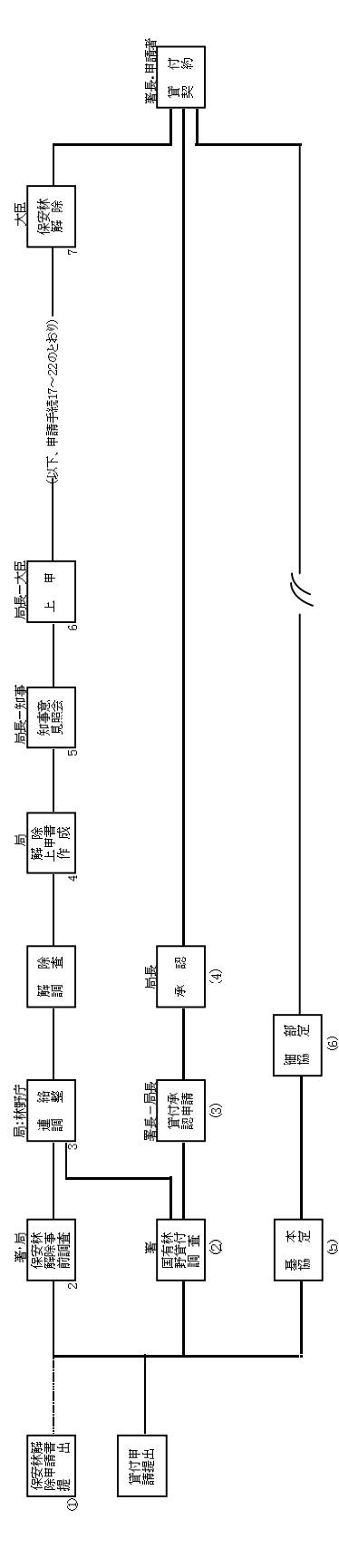
なお、ここでは法に定められている一連の手続きの概要を述べるが、実際には正規の手続に入る前に林野庁官通達による「事前相談」の制度があるので、事業者等は事前指導を受けて的確に対応できるような途が開かれている。

事業の企画から保安林の解除までの手続系統図

A 申請による手続



B 認定による手続



#### 14. 別記10附帶工作物調査算定要領

## 附帯工作物調査算定要領

### 第1章 総 則

#### (趣 旨)

**第1条** この要領は、用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第60条、第71条及び第83条に規定する附帯工作物に関する調査算定要領である。

#### (適用範囲)

**第2条** この要領は、原則として、共通仕様書第4条第三号の「表2工作物区分の判断基準」に掲げる「附帯工作物」の調査算定に適用するものとする。

#### (用語の定義)

**第3条** この要領において「復元」とは、既存の附帯工作物を構成する各部材を再利用することを基本として解体及び撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、移設することをいう。

- 2 この要領において「再築」とは、原則として従前と同種同等の附帯工作物を、残地又は残地以外の土地に新設することをいう。
- 3 この要領において「復元費」とは、附帯工作物の復元に要する費用をいう。
- 4 この要領において「再築費」とは、附帯工作物の再築に要する費用をいう。

### 第2章 調査及び調査表等の作成

#### (調査)

**第4条** 附帯工作物の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査に基づき、次の各号について行うものとする。

- 一 当該権利者が所有し、又は使用する一面の敷地における建物及び附帯工作物の配置状況
  - 二 附帯工作物の種類、構造、形状、寸法、数量、所有者等及び設置（新設）年月
  - 三 その他補償額算定に必要と認められる事項
  - 四 当該権利者が所有し、又は使用する一面の敷地の状況及び附帯工作物の現況が把握できる写真の撮影
- 2 前項第二号の設置（新設）年月の調査は、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家等の意見等の方法によるものとする。

#### (調査表)

**第5条** 附帯工作物の調査表は、前条における調査結果に基づき、様式第1の附帯工



作物調査表に、次の各号を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地：附帯工作物の所在地
- 二 調査年月日：調査を実施した年月日
- 三 調査者：調査を実施した担当者の氏名
- 四 整理番号：所有者ごとの番号
- 五 所有者氏名：附帯工作物の所有者の氏名又は名称
- 六 所有者住所：附帯工作物の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 七 種類・名称：附帯工作物の種類又は名称
- 八 構造、形状、寸法：附帯工作物の構造、外形寸法（幅×奥行×高さ）等
- 九 数量：附帯工作物の数量
- 十 設置年月：附帯工作物の設置（新設）年月
- 十一 備考：復元の可否、及びその他参考事項（必要に応じ附帯工作物の所在する土地所有者の氏名又は名称等）

#### （図面）

**第6条** 作成する図面の種類は、次の各号によるものとする。

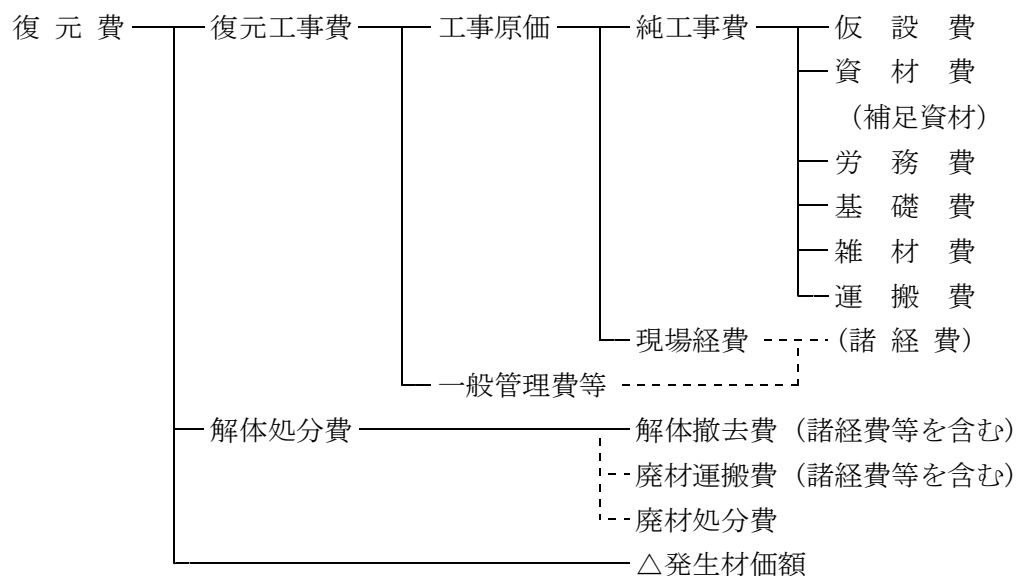
- 一 附帯工作物配置図
  - 二 附帯工作物の詳細図
  - 三 写真撮影方向図
- 2 附帯工作物の図面は、原則として、次の各号により作成するものとする。
- 一 図面は、附帯工作物の所有者ごとに作成する。
  - 二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3判横とする。
  - 三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
  - 四 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（JIS）の図記号による。
  - 五 図面等に表示する数値及び面積計算は、共通仕様書第21条による。
  - 六 附帯工作物配置図は、附帯工作物の種類又は名称ごとに番号を表示する。
  - 七 附帯工作物の詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。
  - 八 写真撮影方向図は、附帯工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。
  - 九 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。
- 3 作成する各図面の縮尺は、原則として、次の各号によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。
- 一 附帯工作物配置図：100分の1又は200分の1
  - 二 各附帯工作物の詳細図：50分の1又は100分の1
  - 三 写真撮影方向図：100分の1又は200分の1

### 第3章 算 定

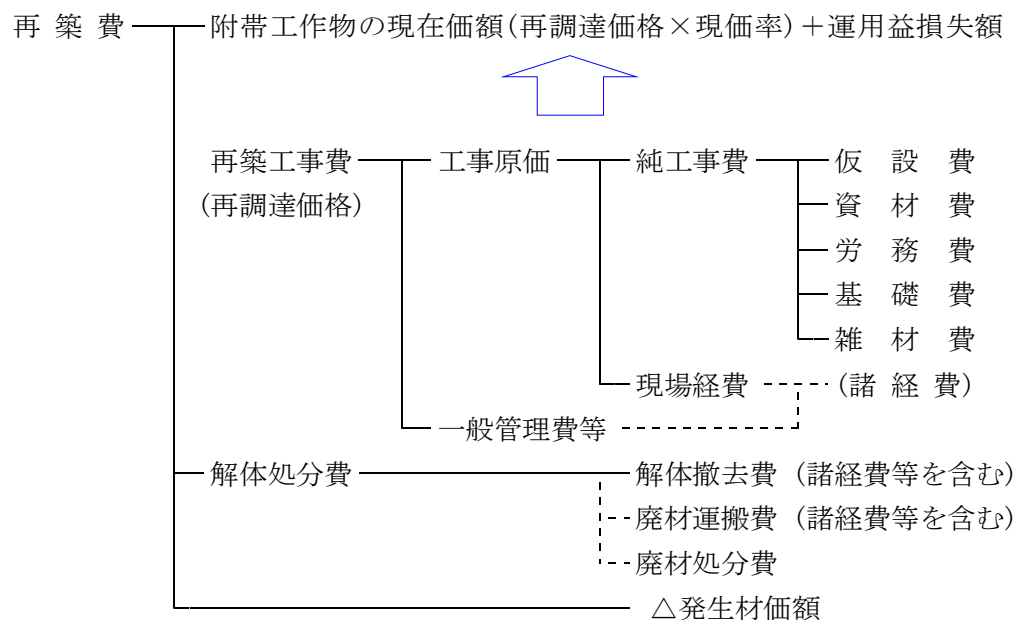
(補償額の構成)

第7条 附帯工作物の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

<復元費の構成>



<再築費の構成>



(補償額の算定)

第8条 附帯工作物の復元費及び再築費は、附帯工作物補償額算定書(様式第2)を用いて、次の各号に掲げる式により算定した額とする。

- 一 復元費 = 復元工事費（運搬費を含む。） + 解体処分費 - 発生材価額
- 二 再築費 = 附帯工作物の現在価額（再調達価格×現価率）  
+ 運用益損失額 + 解体処分費 - 発生材価額

2 附帯工作物の現在価額（再調達価格に現価率を乗じて算定する。）と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率（小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。）を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \times \frac{n}{N}\right) \left[1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}}\right]$$

n : 附帯工作物の経過年数

N : 附帯工作物の標準耐用年数（又は実態的耐用年数）

r : 年利率

一 附帯工作物の経過年数

附帯工作物の経過年数は、既存の附帯工作物の設置（新設）から補償額算定の時期までの年数をいうものとする。

二 附帯工作物の標準耐用年数

附帯工作物の標準耐用年数は、別表に定める附帯工作物標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

なお、標準的耐用年数によることが適当でないと認められる場合は、専門家等からの意見を聴取するなど、その他適切な方法により、その附帯工作物のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

3 復元費の純工事費は、次の各号の合計額とする。

- 一 仮設費：やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。
- 二 資材費：補足を必要とする主要資材・副資材の費用を計上する。
- 三 労務費：復元工事に要する費用を計上する。
- 四 基礎費：基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。
- 五 雑材費：機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。
- 六 運搬費：再使用材の運搬に要する費用を計上する。

4 再築費の純工事費は、次の各号の合計額とする。

- 一 仮設費：やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。
- 二 資材費：主要資材、副資材の費用を計上する。
- 三 労務費：再築工事に要する費用を計上する。
- 四 基礎費：基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。
- 五 雑材費：機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。

5 解体処分費は、次の各号の合計額とする。

- 一 解体撤去費：解体撤去に要する費用を計上する。
- 二 廃材運搬費：附帯工作物の所在地から廃棄物処分場までの廃材の運搬費を計上する。

- 三 廃材処分費：解体撤去で発生した廃材の処分費用を計上する。
- 6 諸経費は、純工事費及び解体処分費（廃材処分費を除く。）の各々に、25%を乗じて計上するものとする。
- 7 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。

別表 附帯工作物標準耐用年数表

単位：年

区 分		判断基準	標準耐用年数 (注)
1	木製類	主たる構造が木製のもの	
2	コンクリートブロック類	コンクリート2次製品を主要資材として施工されたもの 主たる構造がコンクリート造のもの	
3	鉄筋コンクリート類	主たる構造が鉄筋コンクリート造のもの	
4	石材類	石材を主要資材として施工されたもの 構造が石材のもの	
5	れんが類	れんがを主要資材として施工されたもの	
6	鋼製類・アルミ類	主たる構造が金属製（鋼製、鋳鉄製、アルミ製など） のもの	
7	電気設備等	電気、給排水、衛生、ガス設備関係	
8	舗 装	アスファルト、コンクリート等土間叩きのもの	
9	井 戸	打込井戸	
		掘井戸	

(注) 標準耐用年数は、別途通知する。

様式第1 附帯工作物調査表

様式第2 附帯工作物補償額算定書



